

令和元年6月26日
福祉部介護保険課

東日本大震災に伴う保険料等の免除措置の延長について

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者にかかる介護保険の保険料及び利用者負担金の免除措置について、国からの通知により、平成23年3月から実施してきた。今般、国より本措置を延長する旨の通知があったため、以下のとおり免除措置について延長し、実施している。

1 対象者

江東区に居住する被保険者で以下に該当する者

- ① 震災時に帰還困難区域等に居住していた者
- ② 上位所得層（被保険者個人の合計所得金額が633万円以上の者）を除く震災時に旧避難指示区域等に居住していた者

2 免除内容

従 前	延 長 後
①平成31年3月分までの介護保険料	①令和2年3月分までの介護保険料
②平成31年2月28日までの利用者負担金	②令和2年2月29日までの利用者負担金

3 周知について

区報及びホームページへ掲載のほか、対象者には個別に通知を送付

4 その他

- (1) 免除措置にかかる財源は全額国庫負担となっている。
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療についても同様の措置が実施されている。